

○山形県警察の公印に関する訓令

昭和39年12月24日
本部訓令第22号
改正 前略

昭和47年3月21日本部訓令第3号
昭和47年9月18日本部訓令第9号
昭和48年3月8日本部訓令第4号
昭和48年11月20日本部訓令第16号
昭和49年3月15日本部訓令第5号
昭和50年2月17日本部訓令第1号
昭和50年9月23日本部訓令第6号
昭和54年2月13日本部訓令第6号
昭和55年3月22日本部訓令第5号
昭和56年3月19日本部訓令第1号
昭和58年3月28日本部訓令第6号
平成2年12月27日本部訓令第21号
平成5年3月19日本部訓令第5号
平成6年3月22日本部訓令第7号
平成6年10月28日本部訓令第23号
平成8年9月20日本部訓令第10号
平成13年3月23日本部訓令第11号
平成15年3月27日本部訓令第13号
平成16年11月26日本部訓令第24号
平成17年3月23日本部訓令第9号
平成18年3月23日本部訓令第13号
平成20年3月25日本部訓令第11号
平成25年8月28日本部訓令第15号
平成30年10月26日本部訓令第15号
令和2年10月29日本部訓令第12号
令和3年8月31日本部訓令第11号
令和7年3月25日本部訓令第9号

注 平成25年8月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この訓令は、山形県警察における公印に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の制式等)

第2条 山形県警察において使用する公印の種類、制式、使用区分および管理者は、別に定めのあるものを除き、別表のとおりとする。

(調製および登録)

第3条 公印は、すべて警察本部において調製し、警務部総務課に備え付ける公印簿（様式第1号）に、印影等を登録のうえ管理者に交付するものとする。

2 公印は、公印簿に登録したものでなければ使用してはならない。

（一部改正〔令和7年本部訓令9号〕）

(保管者)

第4条 公印は、管理者が保管するものとする。

2 管理者は、必要により当該管理者に所属する副署長又は次長及び特に指定する職員を保管者とすることができます。

3 保管者は、公印を堅固な容器に納め、確実に保管しなければならない。

（一部改正〔令和2年本部訓令12号〕）

(使用)

第5条 公印は、保管者の責任において使用するものとする。

2 公印を押なつしようとするときは、原議書が決裁を経たものであり、かつ、その内容が原議書と同じであることを確かめなければならない。

(保管者不在時の取扱)

第6条 保管者は、退庁時刻後、休日または出張、休暇等で不在となるときは、当直長または他の者を指定して公印の保管を命じ、使用させることができる。

2 前項の規定により、公印の保管を命ぜられた者が公印を使用するときは、前条第2項の規定によるほか、公印使用簿（様式第2号）に所要の事項を記載して、保管者に報告しなければならない。

(印影の印刷)

第7条 管理者は、公印の押なつに替えて印影を印刷しようとするときは、公印の種類および寸法ならびに印刷物の種類、用途および枚数について警察本部長の決裁を受けなければならない。

2 管理者は、決裁を受けた印影の印刷に立会い、印刷が終ったときは、印刷に使用した印影の原版（とつ版、い型等をいう。）を公印に準じて保管しなければならない。

3 管理者は、印影を印刷した印刷物（以下「公印印刷物」という。）を厳重に保管し、公印印刷物受払簿（様式第3号）により常に受払および使用の状況を明らかにしておかなければならない。

4 管理者は、公印印刷物が不要となつたときは、すみやかに公印印刷物を焼却し、または

その印影をまつ消しなければならない。

(印影の電子計算機への登録)

第8条 管理者は、印影を電子計算機に登録しようとするときは、公印の種類及び寸法並びに当該電子計算機を使用する業務について警察本部長の決裁を受けなければならない。

2 管理者は、電子計算機に印影を登録したときは、不正使用を防止する措置をとらなければならない。

3 管理者は、印影を登録した電子計算機による事務が廃止されたときは、速やかに印影の電磁的記録を抹消しなければならない。

4 電子計算機に登録した印影を印刷装置を使用して印刷するときは、前条の規定は適用しない。

(追加〔平成30年本部訓令15号〕)

附 則（平成30年10月26日本部訓令第15号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年10月29日本部訓令第12号）

この訓令は、本日から施行する。

附 則（令和3年8月31日本部訓令第11号）

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和7年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

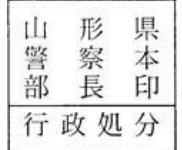
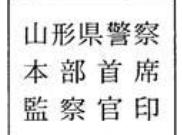
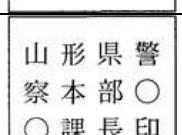
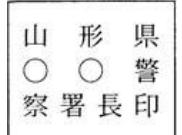
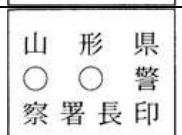
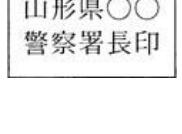
別表（第2条関係）

（全部改正〔平成25年本部訓令15号〕、一部改正〔平成30年本部訓令15号・令和2年12号・7年9号〕）

公印の種類、制式、使用区分及び管理者

番号	種類	制式		使用区分	管理者
		寸法 ミリメートル	ひな型		
1	山形県警察本部印	方21	山形県 警察本部印	公文書用	総務課長

2	山形県警察本部各 部印	同上		山形県警 察本部○ ○部印	同上	警務課長、生活安全 企画課長、刑事企画 課長、交通企画課 長、警備第一課長
3	山形県警察本部各 課印	同上		山形県警 察本部○ ○課印	同上	各課長
4	山形県警察学校印	同上		山形県 警察 学校印	同上	警察学校長
5	山形県各警察署印	同上		山形県 ○○警察 署印	同上	各警察署長
6	山形県警察本部長 印	方30		山形県 警察 部長印	同上	総務課長
6の 2	山形県警察本部長 印	同上		部警 長 山形 縣 本 印	賞状用	同上
7	山形県警察本部長 印	方21		山形県 警察 部長印	公文書、辞 令用	同上
7の 2	山形県警察本部長 印	方15		山形県 警察 部長印	公文書、職 員証用	同上
8	山形県警察本部長 印	方15		山形県警 察本部長 交通反則	交通反則 通告用	交通指導課長
9	山形県警察本部長 印	5×10		山形県警 察本部長	交通反則 通告訂正 用	同上

9の 2	山形県警察本部長印	直径22		仮免許証 打出刻印用	運転免許課長警察 署長
10	山形県警察本部長印	方21		行政処分 関係公文 書用	運転免許課長
11	山形県警察本部各 部長印	同上		公文書用	警務課長、生活安全 企画課長、刑事企画 課長、交通企画課 長、警備第一課長
11の 2	山形県警察本部首 席監察官印	同上		同上	監察課長
12	山形県警察本部各 課長印	同上		同上	各課長
13	山形県警察学校長 印	同上		公文書、賞 状用	警察学校長
14	山形県各警察署長 印	同上		同上	各警察署長
14の 2	山形県各警察署長 印	方15		公文書用	総務課長
15	山形県各警察署長 印	9×15		許可証、証 明書の訂 正用	各警察署長
16	山形県警察職員懲 戒審査委員会委員 長印	方21		辞令、勧告 書用	監察課長

17	山形県警察本部昇任選考委員会委員長印	同上		山形県警察本部昇任選考委員会委員長印	合格証書用	警務課長
18	山形県警察柔道剣道段級審査委員会委員長印	同上		山形県警察柔道剣道段級審査委員会委員長印	同上	人材育成課長
19	山形県警察体力検定委員会委員長印	同上		山形県警察職員体力検定等委員会委員長印	検定証書用	同上